

平成27年5月臨時会 議会運営委員会の概要

日時	平成27年 5月26日(火) 第1回	開会	午前	11時10分
		休憩	午前	11時26分
	第2回	再開	午後	1時03分
		休憩	午後	1時06分
	第3回	再開	午後	3時34分
		閉会	午後	3時54分
	第4回	開会	午後	5時45分
		閉会	午後	5時49分

場所 議会運営委員会室

出席委員 田村琢実委員長

齊藤邦明副委員長、蒲生徳明副委員長

中野英幸委員、石井平夫委員、神尾高善委員、宮崎栄治郎委員、鈴木弘委員、  
小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、  
菅原文仁委員、岡重夫委員、藤林富美雄委員、村岡正嗣委員

出席者 本木茂議長、岩崎宏副議長

欠席委員 なし

説明者 塩川修副知事、中原健一企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成27年5月臨時会 議会運営委員会における発言  
(平成27年5月26日(火)第1回)

---

**委員長**

1 まず、ただ今の互選結果の確認についてだが、事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議員提出議案の(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元の資料1により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

なお、議員提出議案の採決後、条例の公布のための休憩を入れるので、御了承願う。

< 了 承 >

## 小島委員

この際、委員会における請願の取扱いについて、提案させていただきたい。今までも我が会派が率先して進めてまいった議会改革の一環として、県民に開かれた議会を更に推進するために提案させていただきたい。

については、委員長、資料を配布させていただいてもよいか。

< 委員長 許可 >

< 事務局職員が自民委員から資料を受け取って配布 >

## 小島委員

県民に開かれた議会の実現のため、請願者から請願の趣旨説明のため発言の希望がある場合は、請願が付託された委員会の委員長の許可により、委員会において発言の機会を付与することを提案させていただく。

「1 対象とする請願」は、県政に関するものとする。

「2 発言の許可」についてだが、まず、請願の受付を行う際に、請願の趣旨説明のための発言の希望の有無を請願者に確認して、希望がある場合には、委員会の開会前に委員長が許可、不許可を決定し、その結果を請願者に通知する。発言を許可する場合は、日時、場所、その他の事項を合わせて通知する。発言できる請願者は、一つの請願につき1人とする。

なお、発言の許可は、最終的には委員会において諮り、決定することとする。

「3 発言の方法」についてだが、発言を許可された請願者は、委員長の指示に従って委員会室に入室し、委員長の発言許可により請願の趣旨説明を行う。発言時間は5分以内とし、委員は請願者に質疑をすることができるものとする。写真やパネルなどの資料の使用は認めないこととし、発言終了後、請願者は委員長の指示により退室するものとする。

「4 実施時期」については、平成27年6月定例会において審査する請願から適用するものとする。

こちらを御協議いただきたい。以上、提案する。

## 委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

## 村岡委員

ただ今、自民党から提案のあった案について、議運における取扱いはどのようになるのか。

**委員長**

議運の場で採決し、御了承がいただければ、そのまま委員会の運用規程として発効することになる。

**村岡委員**

今の提案は大変大事な内容なので、会派に持ち帰りたいと考える。その後、しかるべき場所で協議を継続してほしい。

**委員長**

ただ今、村岡委員から、案を会派に持ち帰った上、検討し、今後の議運で協議していきたい旨の提案があったが、いかがか。

< 賛成との声あり >

**委員長**

それでは、御意見を伺ったが、各会派で持ち帰り検討の上、今後の議運で御協議いただくということによいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 その他の（１）次回議運の確認についてだが、条例の公布手続終了後に再開することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに再開する。

平成27年5月臨時会 議会運営委員会における発言  
(平成27年5月26日(火)第2回)

---

**委員長**

1 常任委員会委員の氏名の確認についてだが、お手元の資料1により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 図書室委員会委員の氏名の確認についてだが、お手元の資料2により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

3 特別委員会委員の氏名の確認についての(1)決算特別委員会、予算特別委員会を除く特別委員会委員の氏名についてだが、お手元の資料3により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)決算特別委員会の委員予定者の氏名についてだが、お手元の資料4により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(3)予算特別委員会の委員予定者の氏名についてだが、お手元の資料5により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

4 委員会室の確認についてだが、お手元の資料6のとおりでよいか。

< 確 認 >

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

なお、特別委員会委員の選任後、本会議は休憩になるが、この休憩中に行われる、正副委員長の互選のための委員会は、常任委員会、図書室委員会、特別委員会の順で行い、休

憩に入ったら、直ちに各委員会を開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 その他の（１）次回議運の確認についてだが、各特別委員会正副委員長の互選終了後に再開することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに再開する。

平成27年5月臨時会 議会運営委員会における発言  
(平成27年5月26日(火)第3回)

---

**委員長**

1 各常任委員会、図書室委員会及び各特別委員会正副委員長の互選結果の確認についてだが、お手元の資料1～3により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料4のとおりとしたいと思うが、御異議ないか。

< 異議なし >

**委員長**

御異議なしと認め、さよう決定した。

この件については、私から議長に申し出ておくので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 知事提出議案（議員選出監査委員）についてだが、知事から議員選出監査委員の議案が提出される。

については、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 埼玉県浦和競馬組合議会議員の選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

32番菅原文仁議員、49番小川真一郎議員、78番畠山稔議員、80番荒川岩雄議員及び84番小島信昭議員が、それぞれ各会派から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

81番鈴木弘議員及び85番鈴木聖二議員が、自民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

6 議席の一部変更についてだが、本日の議事の最後に、お手元の資料5のとおり、議席を一部変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、議席の氏名柱の変更及び登退庁ランプの変更については、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

7 執行機関の附属機関等の委員の確認についてだが、お手元の資料6により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、充て職に係る委員等については、事務局に所要の手続をさせるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

8 委員会室に導入するマイク設備についてだが、今年度予算において措置されており、去る5月22日に入札公告が行われた。今後、7月中旬に開札を行い、8月末日までに設備の納入、平成27年9月定例会からの運用開始に向け、準備を進めているところである。

なお、本入札は、WTO政府調達協定の対象案件であるため、公告から入札までの期間が長くなっているため、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

9 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

10 その他に入る前に、さきの議会運営委員会で自民から提案のあった、請願者の委員会における発言の件について、御協議願う。

各会派に持ち帰り、御検討いただいたかと存じるが、何か御意見はあるか。

**村岡委員**

提案者に対して2つ質問がある。

1点目は、「1 対象とする請願」について、「県政に関するもの」とあるが、どう判断

するのか。例えば、国に対して意見書をあげてほしいといったことも、県民の生活に関わることがありうると思うが、どうか。

2点目は、「2 発言の許可」の「(2) 委員会開会前に委員長が許可、不許可を決定し」とあるが、その基準はどのようなものを考えているのか。

### 小島委員

1点目について、国に対する意見書等に係る請願は対象とはならないと考える。拡大解釈し、県政に関わらないこともあがってきてしまうおそれがあるので、提案者としては、対象外と考える。

2点目について、委員長の権限で、請願が県政に関するものか、そうでないのかを判断してもらうこととなる。どうしても疑念が残るものについては、委員会で諮り、請願者に発言を認めるか否かを決定することとなる。

### 村岡委員

国への意見書等については対応しないとのことだが、例えば、消費税の増税などは賛成、反対と意見が分かれるものと思われる。慎重審議してほしい等の意見書を国にあげてほしいということは、県民の生活に直接関わるものだと私は考える。それを国政の件ということで対応しないのは納得できないのだが、その点についてお答えいただきたい。

### 小島委員

県議会に消費税に係ることを決定する権限はないし、先ほど申し上げたとおり、そういった切り口を認めると、拡大解釈し、県政に関するものではない、様々な請願について、発言の機会を認めることになる可能性がある。国に対する意見書等の請願者は、直接国に陳情に行くなどして、処理をしていただきたい。

### 村岡委員

先ほど、委員会に諮るという説明があったが、これは、委員長が許可、不許可をしたことについて、委員会で報告し、各委員の意見を聞き、多数の意見により、委員長の決定した内容が変わるという意味で受け止めてよいのか。

### 小島委員

そのとおりである。どうしても決まらない場合には、委員会で採決してもらい、判断をしていただくことになる。

### 村岡委員

会派で協議した意見及び要望について発言させていただく。

「1 対象とする請願」について、県民の暮らしに関わることで国に対して意見を言いたいというのもありうるので、「県政に関するもの」のなかに、「県政・県民に関するもの」というように修正を要望する。

また、「2 発言の許可」の部分だが、「許可」ではなく「手続」とし、(2)は削除する。原則認めるとして、委員会に諮るものとしていただきたい。したがって、(3)の「発言を許可する場合は、」という部分は削除する。(4)も削除する。

また、「3 発言の方法」の(2)の発言時間に関すること及び(3)の資料の使用に関することも削除していただきたい。

以上が、我が党の修正案であり、要望である。

併せて、議会改革については、当然必要であると考え、それならば、請願に対する討論も認めることも含め、改革してもらいたい。

また、今回の提案は本日の議運において突然提案され、当日採決までしたいということを示されたが、やり方があまりに拙速で乱暴であると考え、十分時間をかけて、よりよいものを練り上げることが必要ではないかと提案する。

#### 岡委員

1点目は、2の(3)で「発言を許可する場合は、日時、場所、その他の事項を合わせて通知する」とあるが、その他の事項とはどういったことを想定しているのか。

2点目は、3の(2)で「発言時間は、5分以内」と制限しているが、内容によっては5分を超える時間が必要な場合もあるかと思うが、あえて5分以内とした理由について聞きたい。

最後に、3の(3)で「写真やパネルなどの資料の使用は認めない」としているが、なぜ認めないのか。

#### 小島委員

1点目についてだが、発言を求める方が議会になじみの薄い方の可能性もあるため、注意事項を周知するなどを想定している。

2点目の発言時間を5分としたことについては、実際に運用している他の議会を参考にしたものである。長ければ良いというものでもないし、5分程度でまとめていただくのが適当と考える。

3点目について、本会議でも、議長の許可を得ない限り、議員がパネル等の資料を使用することは認められていない。請願者の意思をしっかりと言論で伝えていただくことが大事であり、原則として資料の使用は認めるべきではないと考える。

#### 岡委員

発言時間について、「5分以内を基準とする」など幅を持たせた方が、請願者は説明しやすいのではないかと考える。

私たちの会派も、本日の本委員会で決定するのではなく、各会派の意見を持ち寄って、議論を重ねた上で決定する内容ではないかと考える。

#### 田並委員

請願の趣旨説明を認めるようになるのであれば、説明を受け、議会で討論し、その結果を請願者に伝えるのがよいのではないか。

また、岡委員も発言されていたが、議会あり方研究会なり議運なりでもっと議論を重ね、よりすばらしいものにした方がよいのではないか。

#### 小島委員

2か月前くらいには議会改革が遅れているといわれていたので、スピーディに議会改革を推進する意味からも、県民の声を直接聞く議会というものを実現するために、それほどハードルの高くない内容を提案させていただいたところであるので、是非提案の趣旨に御賛同いただきたい。

## 村岡委員

自民以外の会派から、様々な意見や要望があったが、小島委員からは特段それに対して受け入れる旨の発言はなかった。議会改革はなるべく全会派一致で改革を進めていくことが必要だと考える。遅れているという声があったというのが誰のことを言っているのかは分からないが、我が党も毎改選時に改革を申し入れているし、他の会派も行っているものと思う。決して私たちは努力してこなかったわけではない。ただ、全会派一致をみなかったということである。スピード感を持って改革するというのであれば、今後もスピーディに協議を継続していき、意見をすり合わせて、少しでも歩み寄ってよいものをつくればよい。今の状態では、こちら側の意見が受け入れられず、一致をみない。そのような方法で議会改革を進めてよいのか、議運の在り方が問われることになる。もう少し丁寧にやるべきだと考える。

## 委員長

それでは、御意見を伺ったが、請願者の委員会における発言に関する案について、修正との意見もあったが、賛成との意見が多数であるので、6月定例会以降、請願者から請願の趣旨説明のため発言の希望がある場合は、請願が付託された委員会の委員長の許可により、委員会において発言の機会を付与することによいか。

## 村岡委員

採決をすることについて事前に宣言していただきたい。

今は、提案者に対して質問と意見を述べた。その意見の調整をしないまま、今、採決をするというのであれば、是非、一旦休憩を取っていただきたい。

## 野本委員

委員長、採決をお願いします。

## 委員長

それでは、議論が尽くされたようであるので、請願者の委員会における発言の可否について、採決することによいか。

< 了 承 >

## 委員長

これより、採決する。

請願者の委員会における発言に関する案について、賛成の委員の起立を求めらる。

( 起 立 )

## 委員長

起立多数である。

よって、この件については、6月定例会以降、請願者から請願の趣旨説明のため発言の希望がある場合は、請願が付託された委員会の委員長の許可により、委員会において発言の機会を付与することに決定した。

### 委員長

また、議会運営委員会の視察について、お知らせする。議会運営委員会の視察については、6月定例会後に実施することで検討している。

については、視察目的等に関する御意見があれば、閉会後に事務局が配布する「視察に関する意見・提案等」の記入様式を6月2日（火）までに御提出いただきたい。

視察目的及び視察先の選定に当たっては、あらかじめ各委員からいただいた調査目的や調査先などの御意見に基づき、決定することでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

その他の（1）6月定例会の会期予定案についてだが、この件については、6月22日（月）から7月10日（金）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

### 委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

平成27年5月臨時会 議会運営委員会における発言  
(平成27年5月26日(火)第4回)

---

**委員長**

特別な事情が生じたため、ただ今から、委員会を開会する。

**委員長**

1 動議についての(1)急施事件の認定についてである。

さきの本会議において、緊急を要するとして動議が提出されたが、何か御意見はあるか。

**岡委員**

県民会議としての意見を述べる。本動議については、臨時会で取り上げるだけの、緊急性の高い急施事件ではないと考えている。知事や執行部等が法規を遵守することは当然のことだが、今回の決議案については具体的にどういった法規について言っているのか明確ではない。また、具体的な条例違反が明確でない。もし、知事の多選自粛条例のことを言っているのであれば、努力を求めた自粛条例であり、禁止や制限ではないと考えるので、急施事件とは認められない。

**田並委員**

何も起きていない状態で、急施事件と認めることは、地方自治法と照らし合わせるとおかしいのではないか。具体的な法令違反の状態がないのに急施事件と認めるのは理解に苦しむ。

**委員長**

それでは、御意見を伺ったが、緊急性を認めないとの意見もあったが、緊急を要するものとの意見が多数であるので、特に緊急性を認め、動議を審議することによろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、動議の取扱いについては、急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることについて、次の本会議で、起立採決により、お諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、そのように決定した。

**委員長**

次に、(2)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 討論の有無の確認についてだが、61番菅克己議員から反対討論、18番井上航議員から反対討論、47番村岡正嗣議員から反対討論の通告書が提出されている。  
ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 採決区分の確認についてだが、自民 賛成、民主・無所属 反対、県民 反対、公明 賛成、共産党 反対、改革 反対でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 その他の、本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。